

第2期「瀬戸内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」

(令和2年度～令和6年度)

瀬 戸 内 町

令 和 2 年 3 月



はじめに

我が国では、人口減少や少子高齢化に歯止めがかからず、また、過度な東京一極集中など構造的な課題が、第1期の総合戦略時より依然として存在しています。

本町においても、人口減少及び産業・就業者数の減少など、取り組むべき重要な課題が残されています。しかし、平成30年度においては、将来推計人口を上回る人口で

推移しているほか、合計特殊出生率の上昇や入込客数（関係人口）が増加するなど、地方創生に向けた施策の効果が少しずつ現れてきていると実感しているところです。

そのような状況の中、本町では将来にわたり更に活力あるまちづくりを実現するために、安定した雇用の場の創出、関係人口・交流人口の増加による新しい人の流れ、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる取組、時代や地域にあった地域づくりと安全で安心して暮らせるまちづくりが、重要であると考えます。

そこで、本町では、最上位計画である「第5次瀬戸内町長期振興計画」で掲げる基本理念の実現を目指すとともに、人口減少・少子高齢化問題への対応、都市機能分散への受け皿づくりを目的に、第2期「瀬戸内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。

第2期総合戦略では、前期の枠組みを維持しつつ、切れ目のない取組を引き続き展開し、本計画で掲げる将来像・基本目標の達成に向けて、行政のみならず様々な団体や集落等と連携・協力し、効果的に施策を実施してまいります。

おわりに、第2期総合戦略の策定にあたり、ご参画いただきました「瀬戸内町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会」及びパブリックコメントにご意見をお寄せいただいた多くの町民の皆様へ、心より深く感謝申し上げます。

瀬戸内町長 鎌田 愛人

もくじ

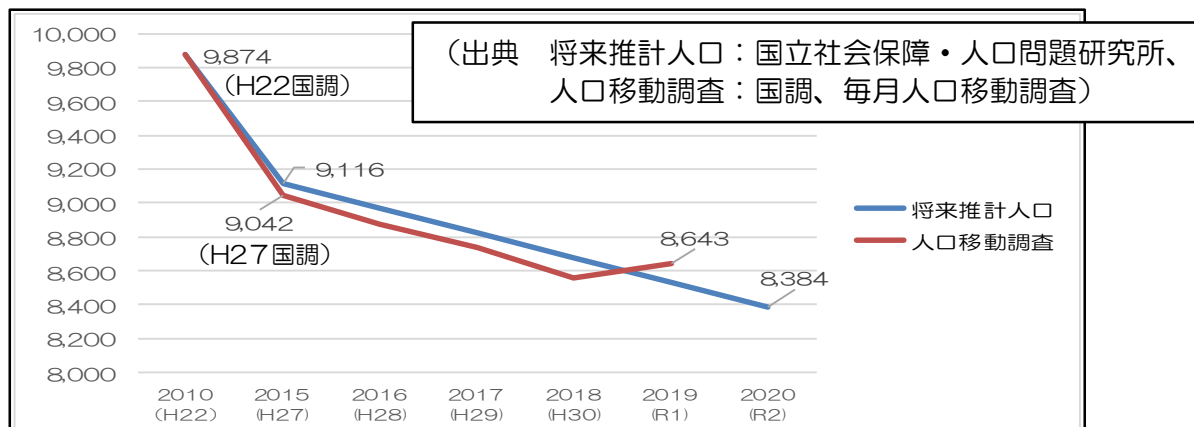
第1章 第1期における本町の地方創生の現状	1
1 現状まとめ	1
第2章 第2期に向けた基本的な考え方	3
1 基本的な考え方	3
2 第2期「瀬戸内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の位置付け	3
3 計画期間	3
4 国が示す「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」及び第2期「創生総合戦略」	4
第3章 将来像及び基本目標	6
1 将来像	6
2 基本目標	6
第4章 基本目標に対する数値目標と主な取組	7
基本目標1. 瀬戸内町における安定した雇用を創出する	7
基本目標2. 瀬戸内町への新しいひとの流れをつくる	9
基本目標3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	11
基本目標4. 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する	13
第5章 推進体制・評価検証	15
1 推進体制	15
2 評価検証	15
主な取組における具体的な施策	16
基本目標1. 瀬戸内町における安定した雇用を創出する	17
基本目標2. 瀬戸内町への新しいひとの流れをつくる	19
基本目標3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	21
基本目標4. 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する	23
用語説明	25
1 SDGs（持続可能な開発目標）	25
2 Society5.0	25

第1章 第1期における本町の地方創生の現状

1 現状まとめ ※第1期の5年間（H27～R1）における各指標の現状まとめ

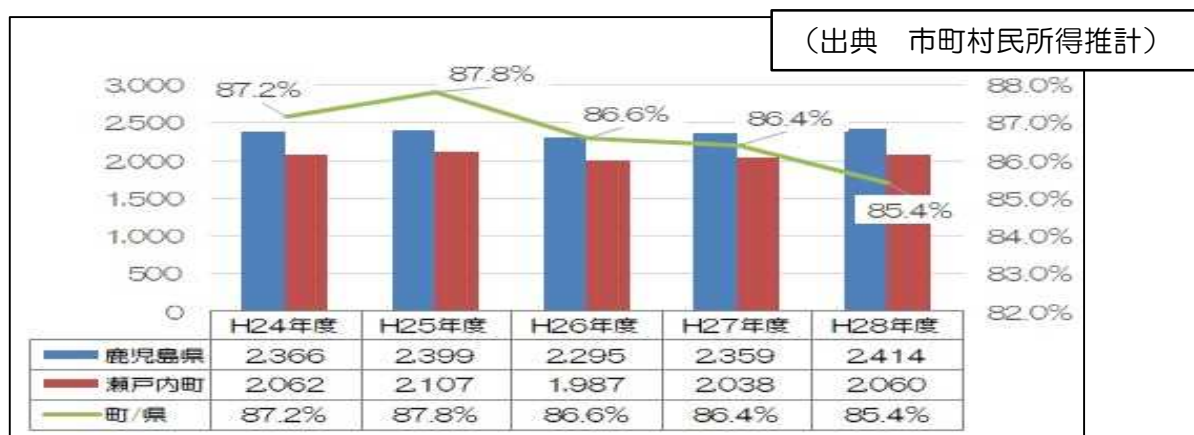
■ 人口の推移 ※毎年10月1日現在の人口

国立社会保障・人口問題研究所が出した平成27年国調の本町の人口は9,116人になると推計されていたが、実際には9,042人であった。現在は推計を上回る8,643人で推移している。



■ 1人当たり町民所得 ※鹿児島県統計協会がまとめる市町村民所得推計報告

平成24年市町村民所得は、2,062千円（県民所得との対比87.2%）は、4年後の平成28年度には2,060千円（県民所得との対比85.4%）となった。



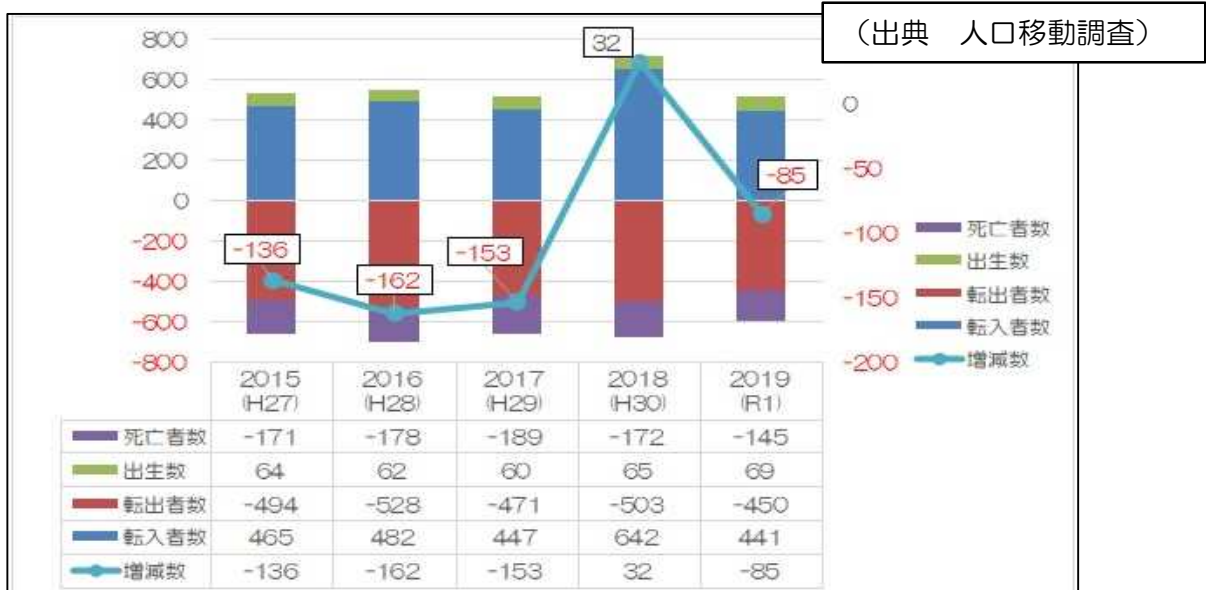
■ 入込客数

平成27年度以降、本町への入込客数は毎年度増加傾向にある。



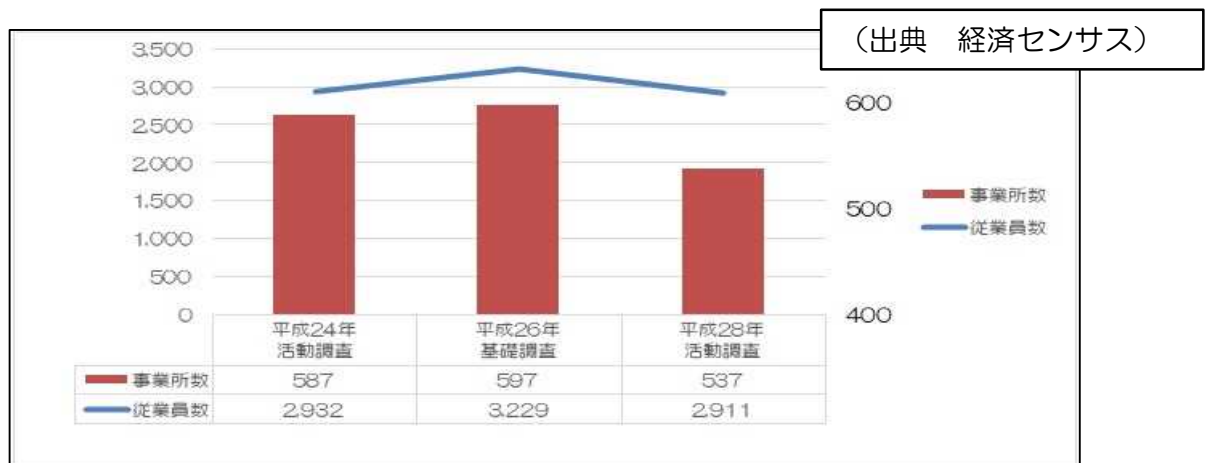
■ 自然動態（出生・死亡）及び社会動態（転入・転出）の推移

平成27年度～令和元年度の人口移動の推移は下記の表のとおりとなっている。平成30年度のみ増加しているものの、その他の年度は毎年100～150人前後で人口が減少している。



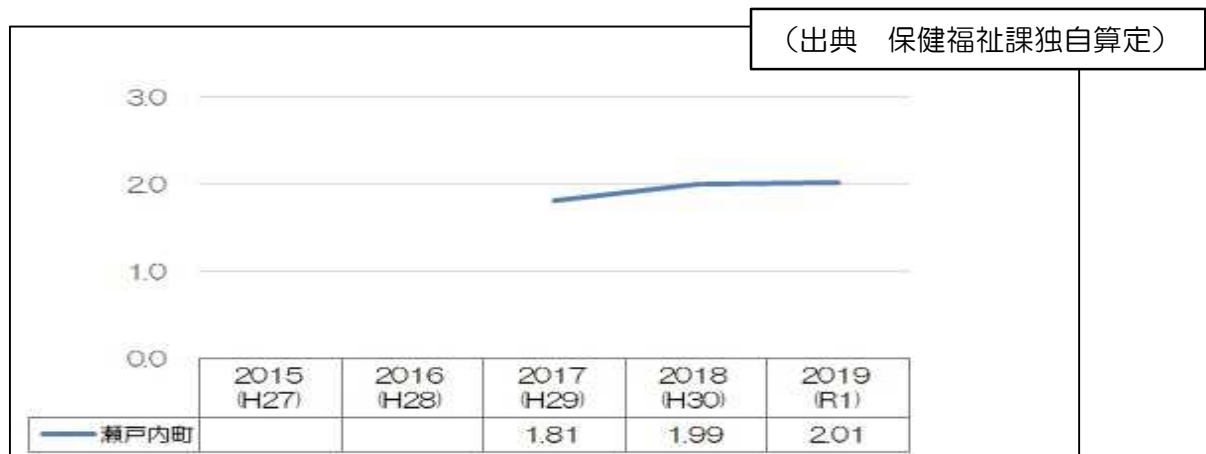
■ 就業者数及び事業所数

直近の4年間で50事業所が減少しており、主な業種は「卸売・小売」である。



■ 合計特殊出生率

保健福祉課が少子化対策として独自に算定している合計特殊出生率は、増加している。



第2章 第2期に向けた基本的な考え方

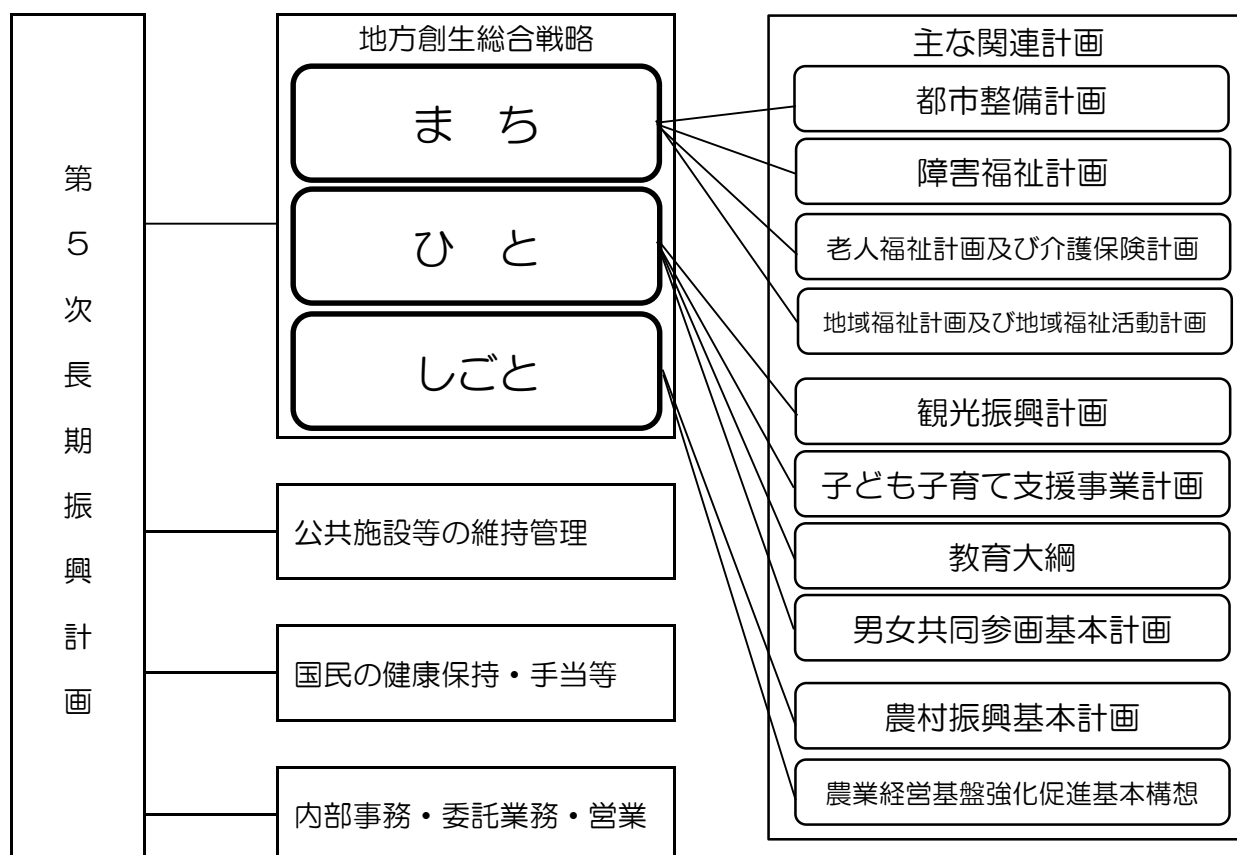
1 基本的な考え方

第1期（平成27年度～令和元年度）を終え、関係人口の増加や出生数の増加など、地方創生に向けて施策の効果は現れてきている。しかし、人口減少や地域経済に関し、構造的な課題が残されているため、第2期「瀬戸内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は前期の枠組みを維持しつつ、切れ目ない取組を維持するため策定する。また、国が策定した「基本方針」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方や政策5原則、並びに、県の地方版総合戦略を基に、瀬戸内町人口ビジョン（奄美大島人口ビジョン）を踏まえ、令和2年度（2020年度）を初年度とする計画とする。さらに総合戦略には今後5か年の将来像や人口目標、具体的な施策をまとめる。

2 第2期「瀬戸内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の位置づけ

第2期「瀬戸内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、最上位計画である第5次瀬戸内町長期振興計画の基本理念を達成すること及び少子高齢化の問題に対応し、将来にわたって活力あるまちを維持することを目的とする。また、「まち」「ひと」「しごと」づくりの実施に当たっては、主な関連計画に基づき、具体的な施策を展開していく。

《位置づけのイメージ図》



3 計画期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とする。

4 国が示す「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」及び第2期「創生総合戦略」
※国が示す「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」及び第2期「創生総合戦略」を抜粋

■ 国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に向けた基本的な考え方

(1) 全体の枠組

- ・地方創生は、中長期の人口の推移など、次の世代やその次の世代の危機感を共有し、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域に活力を取り戻していくための息の長い政策である。
- ・現行の枠組みを引き続き維持し、第2期においてもより一層の充実・強化に取り組む。

(2) 検証を踏まえた検討の方向性

- ・第1期の検証を踏まえ、現行の4つの基本目標と、情報支援・人材支援・財政支援という「地方創生版・三本の矢」の支援の枠組みを基本的に維持しつつ、必要な見直しを行う。

① 4つの基本目標

現時点では効果が十分に発現するまでに至っていない「地方への新しいひとの流れをつくる」及び「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」の取組を強化する。

<基本目標1> 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

- ・地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現
- ・安心して働ける環境の実現

<基本目標2> 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

- ・地方への移住・定着の推進
- ・地方とのつながりの構築

<基本目標3> 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ・結婚・出産・子育てしやすい環境の整備

<基本目標4> ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

- ・活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

【横断的な目標1】 多様な人材の活躍を推進する

- ・多様なひとびとの活躍による地方創生の推進
- ・誰もが活躍する地域社会の推進

【横断的な目標2】 新しい時代の流れを力にする

- ・地域におけるSociety5.0の推進
- ・地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり

② 「まち」「ひと」「しごと」の好循環

第1期「総合戦略」においては、まず、「しごと」を起点とし、「しごと」が「ひと」を呼び、「まち」が活性化することを基本戦略としてきた。現在の課題の解決に当たっては、好循環を確立する取組が求められることから、地域資源を活かした「しごと」をつくり、地方の「平均所得の向上」を実現することが重要である。加えて第2期「総合戦略」においては、地域の特性に応じて、「しごと」起点と合わせて、「ひと」起点、「まち」起点という多様なアプローチを柔軟に行うことが重要である。

③5つの政策原則

I. 自立性

地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるような施策に取り組む。

II. 将来性

施策が一過性の対症療法にとどまらず、将来に向かって、構造的な問題に積極的に取り組む。

III. 地域性

地域の強みや魅力を活かし、その地域の実態に合った施策を、自主的かつ主体的に取り組む。

IV. 総合性

施策の効果をより高めるため、多様な主体との連携や、他の地域、施策との連携を進めるなど、総合的な施策に取り組む。その上で、限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるため、直接的に支援する施策に取り組む。

V. 結果重視

施策の結果を重視するため、明確なPDCAメカニズムの下に、客観的データに基づく現状分析や将来予測等により短期・中期の具体的な数値目標を設定した上で施策に取り組む。その後、政策効果を客観的な指標により評価し、必要な改善を行う。

④情報支援・人材支援・財政支援（「地方創生版・三本の矢」）

- 引き続き、情報支援・人材支援・財政支援の「地方創生版・三本の矢」を維持
- 地域経済分析システム(RESAS)の活用等によるデータに基づく分析から施策を実施
- 地方公共団体に対して民間の専門人材を派遣する新たな仕組みを検討
- 地方創生関係交付金については、必要な見直しを実施

(3) 第2期における新たな視点

- 第2期（2020年度～2024年度）においては、4つの基本目標に向けた取組を実施するに当たり、新たな次の視点に重点を置いて施策を推進する。

I. 地方へのひと・資金の流れを強化する

- 将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大
- 企業や個人による地方への寄附・投資等を用いた地方への資金の流れの強化

II. 新しい時代の流れを力にする

- Society5.0の実現に向けた技術の活用
- SDGsを原動力とした地方創生
- 「地方から世界へ」

III. 人材を育て活かす

- 地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、掘り起こしや育成、活躍を支援

IV. 民間と協働する

- 地方公共団体に加え、NPOなどの地域づくりを担う組織や企業と連携

V. 誰もが活躍できる地域社会をつくる

- 女性、高齢者、障害者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現

VI. 地域経営の視点で取り組む

- 地域の経済社会構造全体を俯瞰して地域をマネジメント

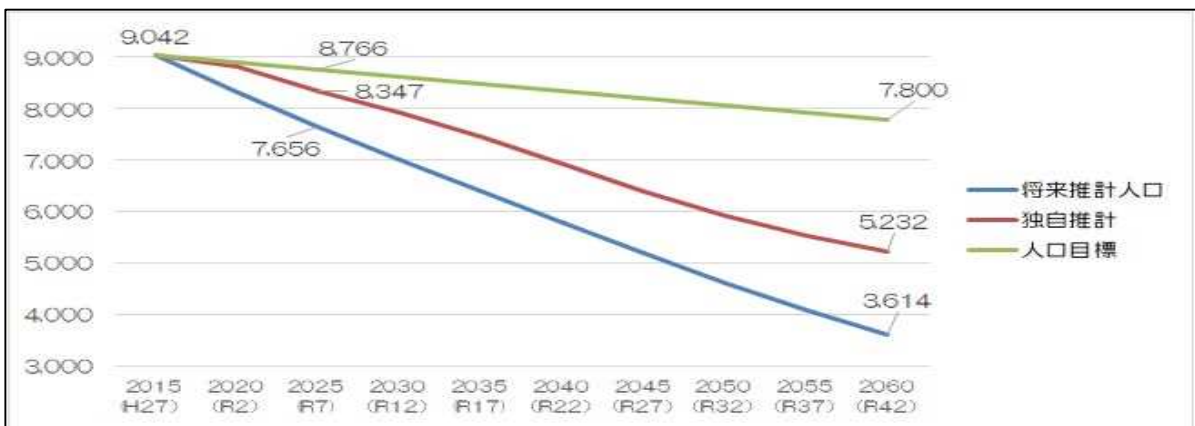
第3章 将来像及び基本目標

1 将来像

「将来推計人口」でも持続可能なまちにするため、行政のスリム化と財政規模の調整を図りながら、社会保障や住民サービスを維持する。また、「人口目標」に向かって、より一層効果的な施策に集中的及び重点的に取り組み、将来にわたり活力あるまちの実現を目指す。

■人口目標 2060年（令和42年） 7,800人

「将来推計人口」 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が平成31年3月に発表
第2期計画期間終了頃の令和7年に7,656人、2060年（令和42年）に**3,614**人
「独自推計」 自衛隊配備・合計特殊出生率2.2・家族移住年間10組が果たされた場合
第2期計画期間終了頃の令和7年に8,347人、2060年（令和42年）に**5,232**人
「人口目標」 第1期で設定したとおり平成22年（2010年）から約8割程度を維持
第2期計画期間終了頃の令和7年に8,766人、2060年（令和42年）に**7,800**人



2 基本目標

将来像や人口目標を達成するため、国の総合戦略が定める政策分野も勘案し、以下の4つを5年後の基本目標として定める。また、この基本目標に実現すべき成果に係る数値目標を設定する。



基本目標1
瀬戸内町における安定した雇用を創出する



基本目標2
瀬戸内町への新しい人の流れをつくる



基本目標3
若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる



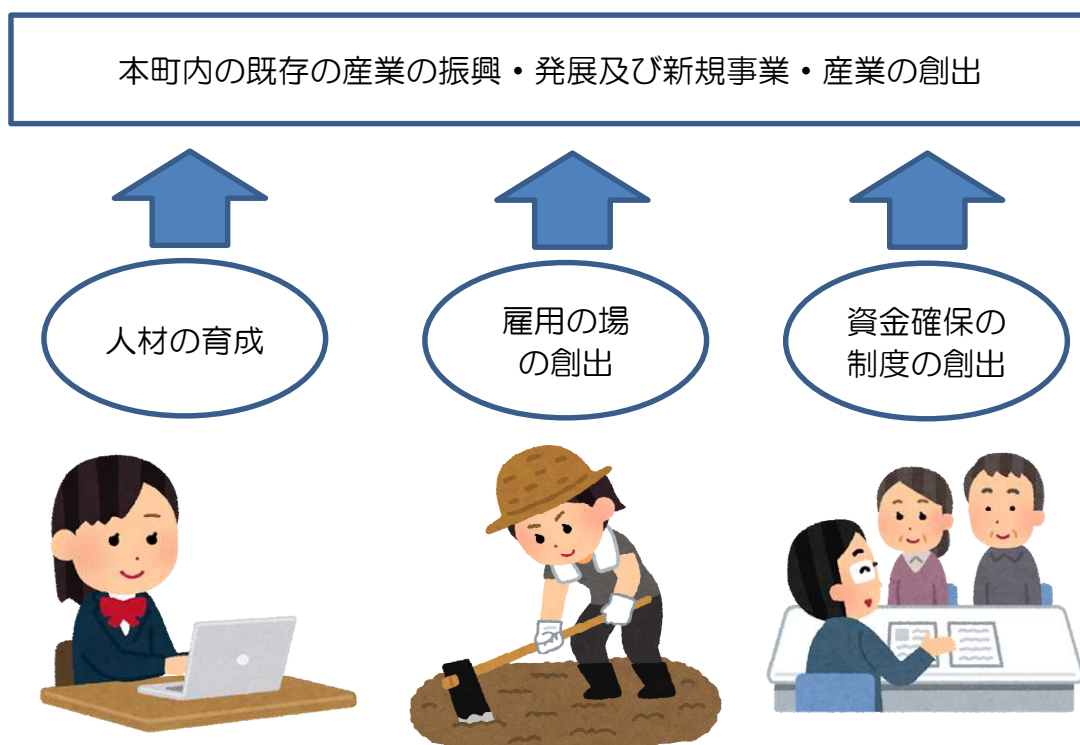
基本目標4
時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

第4章 基本目標に対する数値目標と主な取組

基本目標1. 瀬戸内町における安定した雇用を創出する

本町内の既存の産業の振興・発展はもとより、新規事業・産業の創出を図っていくことで、安定した雇用の創出を図っていく。そのためには、古仁屋高校生をはじめとする若い世代から高齢者まで、様々なシーンに応じて就職の希望を叶えられるよう取り組んでいくとともに、地域経済を牽引する人材の育成及び雇用の場を確保する。また、起業及び事業拡大に必要な資金の提供を行う。

《イメージ図》



■目標となる指標

第3章で掲げる将来像及び人口目標が達成できるよう、本町における安定した雇用創出と産業の育成を図る必要があることから、就業者数と事業所数、1人あたり町民所得を指標として設定する。

指標	基準値(平成28年度)	目標値(令和6年度)	確認資料等
就業者数	2,911人	3,000人	経済センサス
事業所数	537事業所	550事業所	経済センサス

※「就業者数・事業所数」を確定する経済センサスは調査から2年後に公表される

指標	基準値(平成28年度)	目標値(令和6年度)	確認資料等
1人あたり町民所得	2,060千円	2,160千円	市町村民所得推計報告書
県民所得との対比	85.3%	90.0%	市町村民所得推計報告書

※「1人あたり町民所得」を確定する町民所得推計は調査から3年後に公表される

(1-1) 地域経済の主たる担い手である人材の確保 ⇒P17

本町において様々なシーンに応じて、各々が希望する業種に就くことが出来るよう機会を準備するとともに、研修等をとおして地域経済を牽引する人材を育成する。

主な取組	取組の内容
様々なシーンに応じて雇用機会を創出する取組 ⇒P17	町内に居住する者がそれぞれの希望に沿った形で雇用されるよう、業種や年齢層に応じて、様々な支援措置を講じる。
古仁屋高校生の人材育成に対する取組 ⇒P17	古仁屋高校生が将来の就職先として町内事業所を選択してもらえよう取り組むとともに、古仁屋高校生が未来の本町の担い手としてますますスキルアップが図れるよう、手助けとなる快適な学習環境をサポートする。

(1-2) 農林水産業の振興・発展 ⇒P17

本町の第一次産業において安定的な雇用の場が創出されるよう、必要な対策を講じる。また、包括連携を締結している大学等と連携し、新たな産業の振興に取り組んでいく。

主な取組	取組の内容
農業（農村）の振興の取組 ⇒P17	農業（農村）の振興については、「瀬戸内町農村振興基本計画」及び「農業経営基盤強化促進基本構想」を基本に本町の特性に応じた取組を推進する。
畜産業の振興の取組 ⇒P18	「生産者の確保」「飼養頭数の確保」「飼料の確保」において、それぞれの視点から生産基盤の拡大を図る。
林業の振興の取組 ⇒P18	林業の振興については、森林経営計画に基づいて計画的な森林施業の実施に取り組む。また、自然環境に配慮した伐採方法等を検討する。
水産業の振興の取組 ⇒P18	魚価の向上と漁業コストの削減に向けた取り組みを実施する。また、漁業所得の向上と漁村地域の振興を図るため、多面的な事業展開を推進する。
大学等との連携による産業振興の取組 ⇒P18	大学等と地域資源の研究や新特産品の開発をともに行うことにより、地域に密着した産業の創出を図る。

(1-3) 様々な機関における起業・第二創業(※1)・企業経営に対する支援及び取組 ⇒P18

起業・第二創業のチャレンジ及び安定した企業経営を実現できる環境（支援等）を整備する。

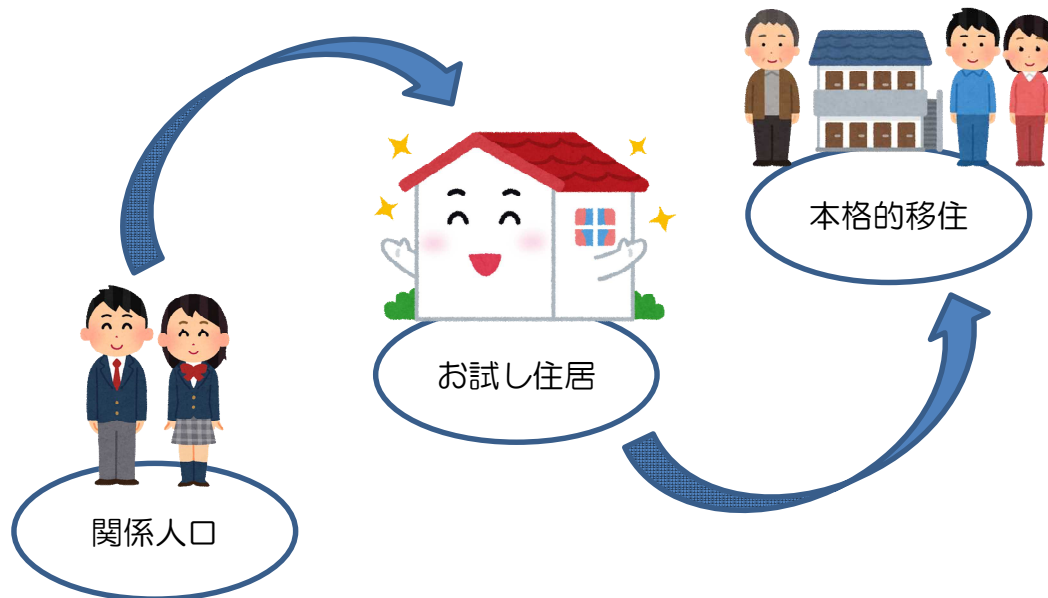
主な取組	取組の内容
起業・第二創業及び企業経営を支援する取組 ⇒P18	本町で起業・第二創業を目指す者に対し研修会等を開催し、人材の育成を図るとともに、企業経営に緊急の事態が発生した場合においても安定した経営が可能になるよう、資金面など総合的に支援し、産業の振興を図る。
企業の本社機能等の移転に向けた取組 ⇒P18	過度な東京一極集中を是正するため、都市部から本町へ企業の本社機能等を移転させ、本町での安定した雇用の創出を図るために必要な取組を講じる。

(※1) 第二創業・・・既存事業とは別の分野の事業に進出すること

基本目標2. 瀬戸内町への新しいひとの流れをつくる

本町に新しいひとの流れをつくるため、まず、東京などの都市部の住民が「関係人口」として繋がることで、本町を認知してもらうことが重要である。そして、本町に実際に来ていただき、島暮らしの体験をとおして、相互が理解し合い、本格的な移住・定住へと向かう仕組みを講じる。

《イメージ図》



■目標となる指標

第3章で掲げる将来像及び人口目標が達成できるよう、移住希望者の移住・定住を叶える効果的な施策を推進していくための指標として、転入者数、転出者数、入込客数を設定する。

指標	基準値(令和元年度)	目標値(令和6年度)	確認資料等
転入者数	441人	470人以上/年	人口移動調査
転出者数	450人	450人以下/年	人口移動調査
入込客数	150,081人	185,000人	観光統計調査(商工観光課)

※「転入者数」は毎月報告している人口移動調査の数値とする。

「転出者数」は毎月報告している人口移動調査の数値とする。

「入込客数」は商工観光課が県に報告している観光統計調査の数値とする。

(2-1) 関係人口の創出及び拡大 ⇒P19

都市圏等で暮らす住民が、関係人口として本町の住民と交流等に関わることで、将来的に定住につながることを目指す。また、「瀬戸内町観光振興計画」に基づき、様々な施策を推進する。

主な取組	取組の内容
観光業を活用した産業活性化のための取組 ⇒P19	本町独自の自然、歴史、文化、産業、食、暮らしといった豊富な資源と地域特性を活かした観光振興により町全体の活性化につなげる。

主な取組	取組の内容
様々な機関等との連携による情報発信の取組 ⇒P19	奄美せとうち観光協会をはじめ、まずは本町を知ってもらえるようイベントなどを通じて情報発信を行うとともに、割高な運賃の軽減にも努める。
地域みらい留学生等の受入の取組 ⇒P19	都道府県の枠を超えて自然豊かな本町で高校3年間を過ごそうと考える地域みらい留学生が、有意義な高校生活を送り、かつ、将来本町で活躍する人材になってもらえるよう、様々な施策に取り組む。
次世代を担う若い世代との連携・交流の取組 ⇒P19	大学等と相互の発展及び地域社会の課題解決・活性化に資することを目的に、まちづくりや産業振興など、取組が可能な協働事業について包括的に連携する。
働き方の変容をとらえた長期滞在者等の受入の取組 ⇒P19	ポストコロナ（ウィズコロナ）における働き方変容（「集中」から「分散」へをとらえ、テレワークや副業・ボランティア体験のとしての長期滞在者等の受入体制を整備する。

（２－２）本町をより知るための情報発信及び移住体験の促進 ⇒P19

本町の自然や歴史、また、町内で暮らす人々との生活に触れる機会を提供することで、本格的な移住に向けた動機づけを図る。

主な取組	取組の内容
本町をより知るための情報発信の取組 ⇒P19	将来田舎暮らしをしたいと願う移住希望者に本町の魅力を届けられるよう情報発信し、本町に移住・定住するためのきっかけづくりに取り組み、都市部からの人口誘導を図る。
本町の暮らしを体験した移住の取組 ⇒P20	本町での生活体験ができる移住体験住宅に居住しながら、地域住民との交流や島暮らしの体験をとおすことで移住・定住の促進を図る。
外国人人材の受入の取組 ⇒P20	世界自然遺産登録を契機として、外国人観光客がこれまで以上に本町にも訪れることが予想されるため、受入体制が重要である。また、働き手不足の緩和と町内産業の活性化を図るため、外国人人材の受入にも取り組む。

（２－３）本格的定住のための住宅確保の取組 ⇒P20

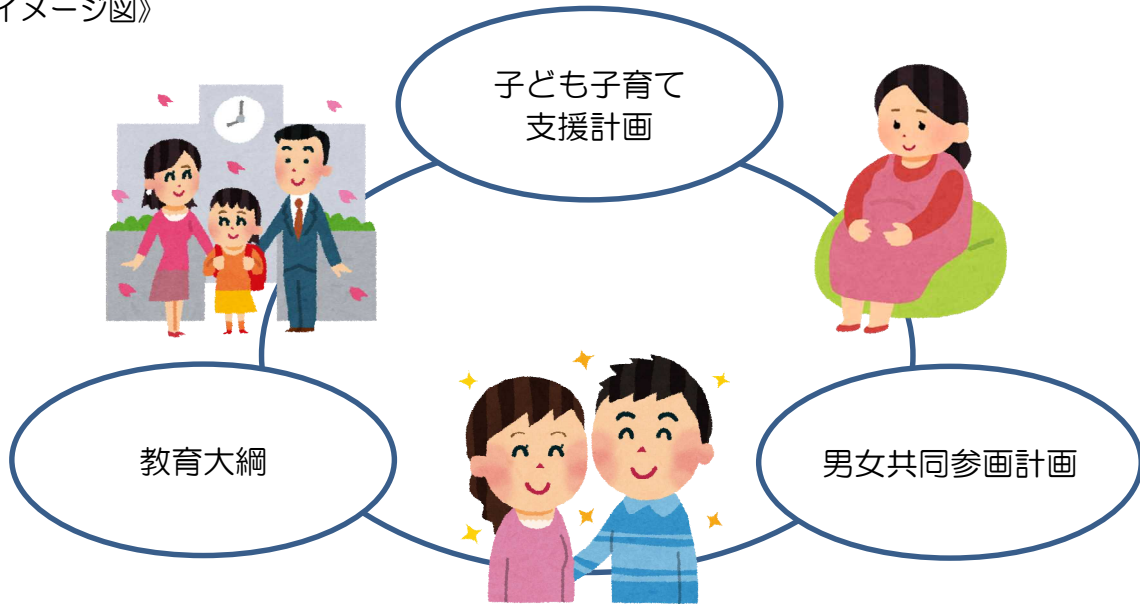
移住を希望する者が本町への移住を叶えるとともに、集落においても移住者の獲得による集落人口の増加や集落の収益につながることで活気を生みだす。

主な取組	取組の内容
定住促進と集落活性化に向けた取組 ⇒P20	空家法に基づく「空家等対策計画」を策定する。また、その計画に基づき、集落や関係機関と連携を図りながら町内の空き家等を改修、住宅の確保に取り組むことで、集落人口の増と地域経済の活性化につなげる。

基本目標3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

少子化対策を総合的に推進するため、結婚・妊娠・出産・育児のそれぞれのシーンに応じて希望を持つことができる地域社会づくりを構築する中において、各種サービスの充実や子育てに係る負担の軽減などの施策を講じる。また、男女共同参画社会の実現に向けて、引き続き取り組む。

《イメージ図》



■目標となる指標

第3章で掲げる将来像及び人口目標が達成できるよう、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、男女共同参画社会づくりの実現を果たすため、合計特殊出生率・出生数・子育て環境への満足度を指標として設定する。

指 標	基準値(令和元年度)	目標値(令和6年度)	確認資料等
合計特殊出生率	2.01	2.2	保健福祉課独自算定
出生数	69人	75人/年	人口移動調査

※「合計特殊出生率」は、少子化対策に取り組むため保健福祉課が独自に算定
「出生数」は毎月報告している人口移動調査の数値とする。

指 標	基準値(平成30年度)	目標値(令和5年度)	確認資料等
子育て環境の満足度	27.9%	45.0%	町民意識調査アンケート

※子育て環境の満足度は、町民意識調査アンケートの「安心して子どもを産み育てる環境が整っている」のうち「そう思う、どちらかといえばそう思う」の和

(3-1) 子ども・子育て支援の充実 ⇒P21

「瀬戸内町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、様々な施策を推進する。

主な取組	取組の内容
安心して産み育てられる環境づくりの取組 ⇒P21	子どもを安心して出産し、生まれた子どもが健やかに成長していけるよう切れ目のない支援を行う。社会全体で子育て家庭を支え、安心して子どもを育てられる環境づくりを推進する。

主な取組	取組の内容
子どもの心身の健やかな成長を目指した教育環境整備の取組 ⇒P21	子どもがそれぞれの発達段階において、心身の健やかな成長ができるよう、教育環境の整備に努める。「確かな学力」「健やかな体」を身に付け、個性あふれる子どもを育てるとともに、信頼される開かれた学校教育に努める。
様々な環境で育つ子どもの健やかな成長のための取組 ⇒P21	様々な環境で育つ全ての子どもたちの現在及び将来が、その生まれ育った環境に左右されないよう、社会全体で健やかに育み、一人一人の子どもの「最善の利益」を実現できる社会づくりを推進する。
子育てを応援する環境づくりの取組 ⇒P21	仕事と子育ての両立に向けた環境づくりや子育て世帯の居住を支援する施策の推進及び交通事故の防止や防犯対策の充実を図るとともに、子育てに係る経済的負担の軽減に取り組む。
質の高い教育・保育、地域の子育て支援の取組 ⇒P22	子ども・子育て支援の新制度に対応した質の高い教育・保育を提供することにより、全ての子どもが健やかに成長できるよう地域のニーズに応じた支援を行う。

(3-2) 「知・徳・体」の調和のとれた子どもの育成 ⇒P22

「瀬戸内町教育大綱」に基づき、様々な施策を推進する。

主な取組	取組の内容
未来に生きる確かな学力の取組 ⇒P22	豊かな心・自ら学ぶ意欲・社会の変化に主体的に対応できる能力（生きる力）を育成するとともに、感情豊かな人づくりに取り組む。
生きる喜びを育む生涯学習の取組 ⇒P22	社会生活を送るために必要な習慣を確実に身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図る。
郷土の心を伝える文化活動の取組 ⇒P22	子ども達に郷土を愛する心を育む。また、地域の伝統や文化的風土に根差した文化活動の促進を図る。

(3-3) 男女共同参画社会の実現 ⇒P22

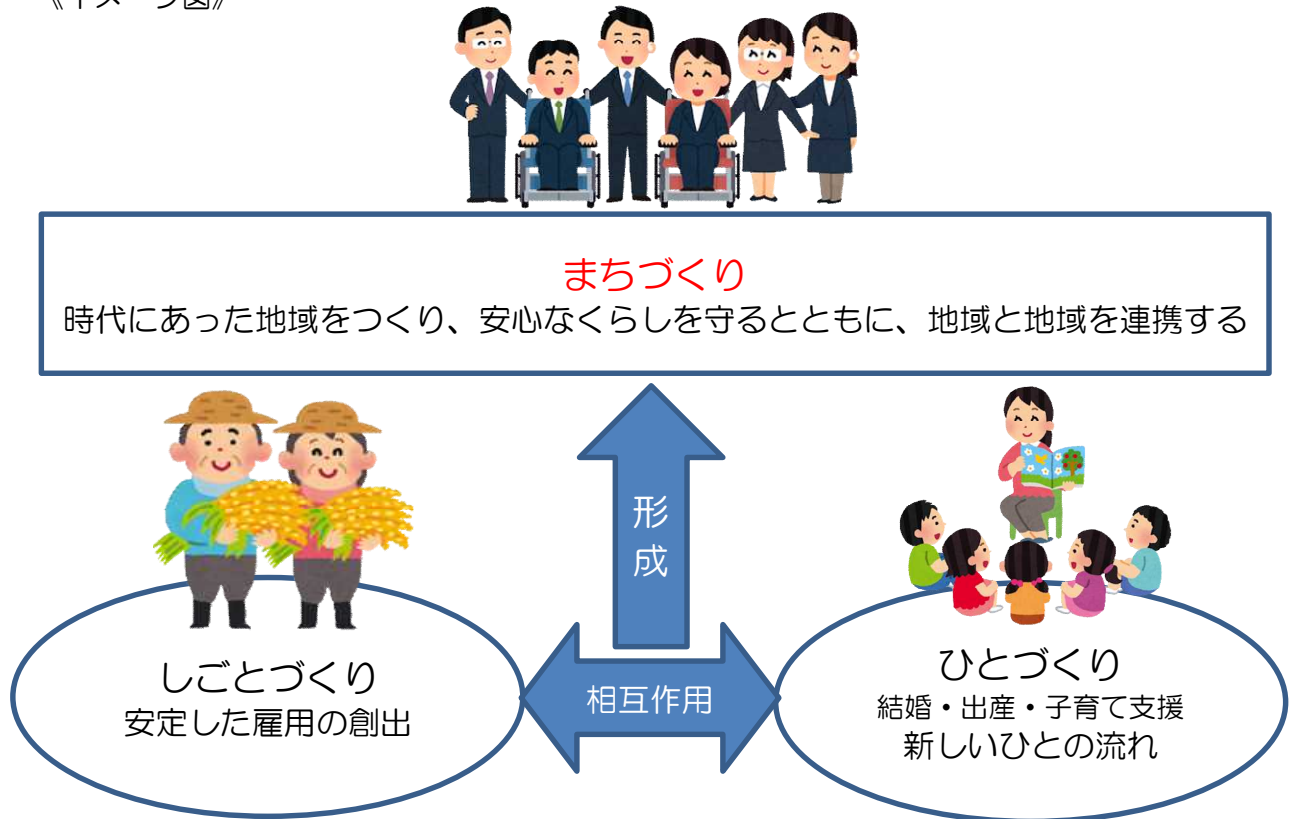
「瀬戸内町男女共同参画基本計画」に基づき、様々な施策を推進する。

主な取組	取組の内容
固定的な役割分担意識の解消の取組 ⇒P22	男女共同参画の意識を学校・家庭・地域などで教育し、理解を深める。
DV対策の取組 ⇒P22	男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶を図る。 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づく
女性活躍社会の実現に向けた取組 ⇒P22	有業者や管理職に占める女性の割合の増加を推進する。 「女性活躍推進計画」に基づく
ワークライフバランスがとれる生活に向けた取組 ⇒P22	仕事と生活の調和が図れる就業環境を整備する。

基本目標4. 時代にあった地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

地方創生と町の財政運営を考慮し、地域活性化につながる事業には重点的に投資しつつ、全体を平準化していくとともに、町民が今後も安心して暮らしていけるようにする。また、一人一人が支え合いながら共生・協働による持続可能なまちづくりを目指す。

《イメージ図》



■目標となる指標

第3章で掲げる将来像及び人口目標が達成できるよう、シマのみんなで支え合うまちづくりによる地域社会の実現を目指して、生活環境への満足度を数値目標に設定する。

指 標	基準値(平成30年度)	目標値(令和5年度)	確認資料等
生活環境の満足度	12.7%	35.0%	町民意識調査アンケート

※生活環境の満足度は、町民意識調査アンケートの「町はムダ無く財政運営をしている」のうち「そう思う、どちらかといえばそう思う」の和

(4-1) 共生・協働による持続可能なまちづくり ⇒P23

一つの集落や団体等では解決できない課題に対して、様々なコミュニティが協力して取り組む。また、自然環境に配慮しながら持続可能な社会の実現を目指す。

主な取組	取組の内容
様々なコミュニティと連携した取組 ⇒P23	本町で暮らす住民の誰もが居場所と役割を持つとともに、町内外の各コミュニティが相互の連携を作用させることで、活力あるまちづくりを目指す。

主な取組	取組の内容
世界自然遺産に関する取組 ⇒P23	希少野生動植物保護の観点から、生態系を脅かす外来種駆除や自然保護を関係機関と連携をとり推進する。また、環境学習等をとおして世界自然遺産の意識の高揚と気運の醸成を図る。
SDGs(持続可能な開発目標)(※用語説明)に関する取組 ⇒P23	本町としては持続可能な町づくりを進める中において、大学生等から提案を受ける機会を設けながら、国連が掲げる持続可能な開発目標に向け、世界の一員として貢献していく。

(4-2) 高齢者や障がい者の健康及び福祉の増進、必要な給付等サービスの提供 ⇒P23

「老人福祉計画及び介護保険計画、障害福祉計画、地域福祉計画、地域福祉活動計画」に基づき、様々な施策を推進する。

主な取組	取組の内容
地域包括ケアシステム構築の取組 ⇒P23	高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加が見込まれるなか、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活ができるように包括的な支援を講じる。
地域活動及び社会参加の促進の取組 ⇒P24	地域の高齢者が自ら活動に参加し、健康づくり及び介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるような地域社会の構築を目指す。
障がい者福祉等の取組 ⇒P24	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付等の支援を行い、障がい者の福祉増進を図る。

(4-3) Society5.0(※用語説明)の実現に向けた技術の活用 ⇒P24

Society5.0の実現に向けた技術(未来技術)により、地域の課題解決と発展を目指す。

主な取組	取組の内容
未来技術の活用による地域の発展に向けた取組 ⇒P24	Society5.0実現のための光ファイバの整備をはじめ、ドローン技術や遠隔地からでも最新の技術が習得できるような仕組みづくりを整える。

(4-4) 公共施設等の効果的活用の促進 ⇒P24

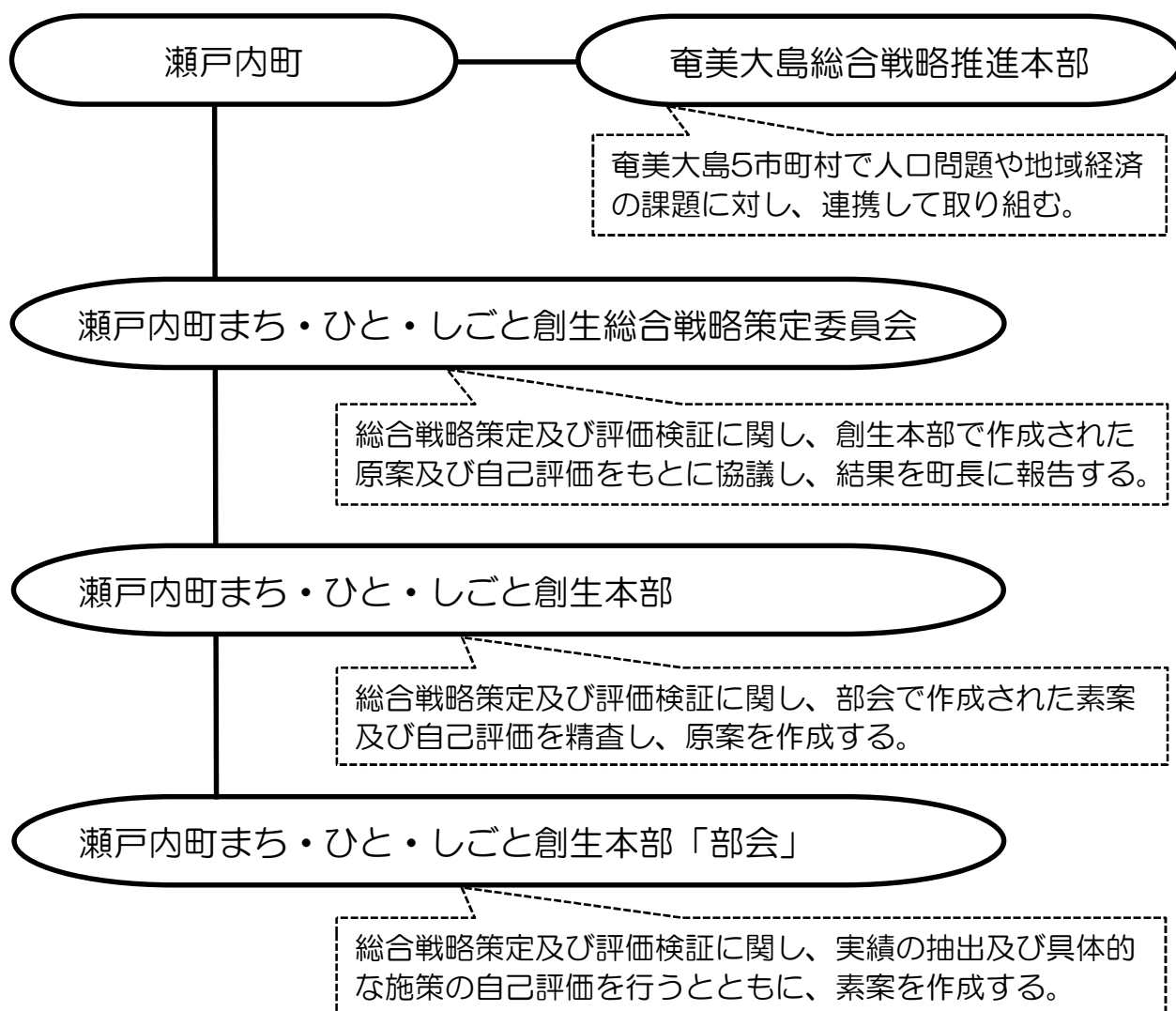
公共施設等に対し、民間資金も取り入れながら効果的に活用し、サービス等を維持する。

主な取組	取組の内容
公共施設等の活用促進の取組 ⇒P24	本町内の空き家はまちづくりのための大きな財産であると捉え、集落と協力し空き家の効果的活用を促進する。また、公共施設及び公共交通機関に対しては、民間と連携し活用を検討するとともに、十分なサービスの維持を図る。
陸上交通・海上交通の運行の取組 ⇒P24	路線バスや町営定期船は、町民の生活路線としてだけでなく医療や介護、産業の振興、コミュニティの活性化などに重要な役割を果たすことから今後も安定的な交通体系の維持に努める。
民間資金の地域への還流の取組 ⇒P24	本町の地方創生に貢献しようとする企業等と連携することで、町は地域の課題解決に企業等は技術革新やイメージアップなどにつなげることを目指す。

第5章 推進体制・評価検証

1 推進体制

第2期「瀬戸内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定及び評価検証、さらに施策を実施するに当たり、下記のとおり推進体制を構築します。これにより関係者が連携・情報の共有を図り、施策の横断的な広がりを促すことで、戦略の実効性を高めます。



2 評価検証

将来像や人口目標が達成できるよう基本目標ごとに評価検証を実施していく。評価検証は、「瀬戸内町まち・ひと・しごと創生本部」においては、将来像や人口目標が達成に必要な施策に対し自己評価を行うとともに、「瀬戸内町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会」においては、自己評価の結果や目標となる指標の実績値、主な取組の進捗状況を鑑みて行うものとする。

評価検証の実施時期としては、「瀬戸内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂年度をはじめ、策定委員会の委員長が必要と認める時に行うものとする。また、検証後は速やかに瀬戸内町公式WEBサイト上で公表する。

主な取組における具体的な施策

基本目標 1. 瀬戸内町における安定した雇用を創出する

具体的な施策	実施主体
1-1 地域経済の主たる担い手である人材の確保	
1-1-1 様々なシーンに応じて雇用機会を創出する取組	
○地域おこし協力隊員として着任した隊員の起業を助成	町(企画課)
○町づくりの応援隊としてシルバー人材を活用	社会福祉協議会
○本町事業所が若者を新規雇用する際の必要経費を助成	町(企画課)
○在宅オペレーター育成のための研修会	民間、町(企画課)
○新規就業者の漁船漁具等の初期投資を支援	国、県、町(水産振興課)
○大島紬技能者養成所による織工育成	瀬戸内町大島紬協同組合
○奄美群島における地域通訳案内士の育成事業	奄美群島広域事務組合
○奄美群島における認定エコツアーガイドの育成事業	奄美群島広域事務組合
1-1-2 古仁屋高校生の人材育成に対する取組	
○各種助成（検定試験・スポーツ文化活動・通学・修学旅行）	町(教委総務課)
○古仁屋高校のPRや高校生の学校活動に対し地域として応援	町(企画課)
○プログラミングを授業の一環として総合の授業へ取入を推進	古仁屋高校、町(企画課)
○地域の職場を体験学習することで将来の地元就職に寄与	古仁屋高校
1-2 農林水産業の振興・発展	
1-2-1 農業（農村）の振興の取組 →「農村振興基本計画」及び「農業経営基盤強化促進基本構想」に基づく	
○農業経営を目指す人材の育成	町(農林課)、瀬戸内町営農支援センター
○農業次世代人材投資事業で就農直後の経営を安定化	県、町(農林課)
○地域ぐるみでの農地環境の保全（多面的機能活動推進事業）	国、県、町(農林課)
○農地の集約を図り農地の貸借を実施（農地中間管理事業）	県、町(農林課、農業委員会)
○高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などを解消	県、町(農林課)
○中山間地域の立地条件等に沿った農業生産基盤等の各種整備	県、町(農林課)
○たんかん等の苗木購入を助成し、農家の所得向上を促進	農協、町(農林課)
○営農用ハウス整備及び営農技術研修（農業創出緊急支援事業）	生産者、町(農林課)
○果樹支援対策事業	町(農林課)
○農業農村活性化推進施設等整備事業	町(農林課)
○農林物の輸送コスト支援により島外出荷の費用を支援	県、町(農林課)
○農林水産物直売所を活用した地産地消の推進	町(農林課)、地域公社

○パッションなど瀬戸内町産ブランドの確立 生産組合、町(農林課)

1-2-2 畜産業の振興の取組

○繁殖雌牛を導入した農家に対し交配時期までの育成費用を支援 町(農林課)

○飼料基盤の開発整備や農業用施設等の整備を支援 県、町(農林課)

1-2-3 林業の振興の取組

○林業振興資金貸付金 町(農林課)

○森林に適切な保育・除伐施業を実施(水源林造成事業) 国立研究開発法人森林研究・整備機構、町(農林課)

○木材利用・普及啓発(森林環境譲与税) 町(農林課)

○里山林総合対策事業 県、町(農林課)

1-2-4 水産業の振興の取組

○水産物を沖縄本島まで出荷する際の輸送費を支援 国、県、町(水産振興課)

○漁協が養殖業者からマグロを購入する費用を助成 漁協、町(水産振興課)

○水産物の出荷における一時保管施設整備(冷凍冷蔵施設整備) 国、漁協、町(水産振興課)

○種苗放流や漁場の管理・改善を実施(離島漁業再生支援) 国、県、町(水産振興課)

○漁船漁業者の操業を支援(漁船漁業燃油緊急対策事業) 町(水産振興課)

○水産物の輸送コスト支援により島外出荷の費用を支援 国、県、町(水産振興課)

1-2-5 大学等との連携による産業振興への取組

○新たな産業の振興及び開発の拠点となる施設の整備 町(企画課)

○大学等との包括連携をとおした商品開発及び人材育成 町(企画課・農林課)、大学等

1-3 様々な機関における起業・第二創業・企業経営に対する支援及び取組

1-3-1 起業・第二創業及び企業経営を支援する取組

○しごと部会において就労を希望する人材と事業所を支援 町(商工観光課)、社会福祉協議会

○町内で新たに創業する起業家を支援するための助成 町(企画課)

○安定的・持続的な企業経営を可能にするために給付金等を支給 商工会、町(商工観光課)

○起業・事業拡大などにチャレンジする民間事業者を助成 奄美群島広域事務組合

○商品開発やマーケティングなど起業家を育成する研修を実施 奄美群島広域事務組合

○奄美群島振興開発基金による事業資金の供給 奄美群島振興開発基金

1-3-2 企業の本社機能等の移転に向けた取組

○町内で新設・増設する企業を企業立地促進補助金で支援 町(企画課)

○町内へ企業誘致を実現するため職場環境のスペースを提供 民間

○町内で起業するための拠点施設として廃校を活用 民間、町(企画課、財産管理課)

○町内全域の光ファイバ整備 電気通信業者

基本目標2. 瀬戸内町への新しいひとの流れをつくる

具体的な施策	実施主体
2-1 関係人口の創出及び拡大	
2-1-1 観光業を活用した産業活性化のための取組 →「観光振興計画」に基づく	
○観光業の振興を図るための組織体制等の充実	奄美せとうち観光協会、町(商工観光課)
○大型客船の誘致など宣伝誘致活動の推進	奄美せとうち観光協会、町(商工観光課)
○観光ネットワーク（琉球弧の島々とのタイアップ等）の形成	町(企画課・商工観光課)
○受入体制（人材育成・観光案内版等）の整備	町(商工観光課)
2-1-2 様々な機関等との連携による情報発信の取組	
○本町の観光スポットやおすすめコースを情報発信	奄美せとうち観光協会
○奄美群島の魅力を全国に向けて情報発信	奄美群島観光物産協会
○奄美群島と本島間の割高な運賃を軽減（航路航空運賃軽減）	鹿児島県
○人が集い交流する場所の整備（加計呂麻体験交流館カフェ）	民間
○本町の魅力を町公式ウェブサイト及び町公式SNSなどで発信	町(企画課)
○シェアサイクル事業により加計呂麻島の豊かな自然を発信	町(商工観光課)
○祭りやイベント（シーカヤック、ハーフマラソン等）での交流促進	町(商工観光課)、実行委員会
○観光大使が全国で活動を展開することによる本町の魅力発信	各観光大使
2-1-3 地域みらい留学生等の受入の取組	
○高校と町の連絡体制づくり（古仁屋高校コーディネーター）	町(企画課)
○町外や町内遠隔地からの生徒のため古仁屋高校の寮を整備	町(企画課)
○町外から古仁屋高校へ通う留学生の経済的負担を軽減	国、町(教委総務課、企画課)
○本町での充実した高校生活を提供（地域みらい留学生）	古仁屋高校、町(企画課)
2-1-4 次世代を担う若い世代との連携・交流の取組	
○町外の若者ととともに地域課題に取り組む（地域おこし協力隊）	町(企画課)
○地域おこしに取り組む町と就業体験を望む学生をマッチング	民間、大学等、町(企画課)
2-1-5 働き方の変容をとらえた長期滞在者等の受入の取組	
○テレワークの場としての長期滞在者の支援	町
○観光業や農業などの副業（体験）の場としての長期滞在者受入支援	民間
○ボランティア活動希望者等の受入支援	民間、町
2-2 本町をより知るための情報発信及び移住体験の促進	
2-2-1 本町をより知るための情報発信の取組	
○Wi-Fi環境の整備による入込客等の利便性の向上	町(企画課)

- | | |
|--------------------------------|------------|
| ○「あまみシマ博覧会」による島の自然・文化等の発信 | あまみシマ博覧会 |
| ○都市圏での移住フェア等へ参加し移住相談を実施 | 奄美群島広域事務組合 |
| ○住居・生活・仕事をサポート（UIOターン支援情報提供事業） | 民間 |

2-2-2 本町の暮らしを体験した移住の取組

- | | |
|-------------------------------|----------------|
| ○本町でしか味わえない体験をとおした着地型滞在型観光 | 観光協会、町(企画課) |
| ○本町に移住を希望する者に住宅を提供（移住体験住宅） | 町(企画課) |
| ○請島の豊かな自然環境の中で自然体験学習を行う機会を提供 | 町(企画課) |
| ○戦跡や白糖工場跡などを活用した文化・歴史の発信 | 町(社会教育課、商工観光課) |
| ○農泊や農業体験をとおしたインバウンド（農山漁村整備事業） | 民間 |

2-2-3 外国人人材の受入の取組

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| ○多言語による情報提供やコミュニケーションの向上 | 鹿児島県、町 |
| ○外国人を受け入れるための仕事や住居を関係機関と連携して支援 | 民間、鹿児島県、町 |

2-3 本格的定住のための住宅確保の取組

2-3-1 定住促進と集落活性化に向けた取組

- | | |
|--------------------------------------------|-------------|
| ○空き家情報の登録（空き家バンク制度） | 町(企画課) |
| ○定住促進事業により将来にわたり本町での生活基盤を提供 | 町(企画課) |
| ○集落にある空き家を集落主体で改修するための経費を助成 | 町(企画課) |
| ○定住促進と切れ目ない子育て支援
（出産祝金・入学祝金「小学校・古仁屋高校」） | 町(町民生活課) |
| ○本町内の快適な住宅環境を保つため住宅リフォームを助成 | 町(建設課) |
| ○地方移住を望む高齢者の希望実現（日本版CCRC） | 民間、町(保健福祉課) |

基本目標3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

具体的な施策

実施主体

3-1 子ども・子育て支援の充実 →「子ども・子育て支援事業計画」に基づく

3-1-1 安心して生み育てられる環境づくりの取組

- 不妊治療の際に要した治療費及び交通費等を支援 県、町(保健福祉課)
- 安心した出産と乳幼児健康のため妊婦・乳幼児の健康を診査 町(保健福祉課)
- 加計呂麻島・与路島・請島に居住する妊婦の健康診査を支援 県、町(保健福祉課)
- 妊婦が健康診査を受けるため必要な交通費等を支援 町(保健福祉課)
- 妊産婦の孤立感を解消するため産前・産後をサポート 町(保健福祉課)
- 母子の居宅を訪問し、母体・乳児のケアを実施(産後ケア) 町(保健福祉課)
- 乳幼児の疾病の早期発見・治療を支援(乳幼児医療助成) 町(町民生活課)
- 養育支援が特に必要な家庭に訪問し養育指導助言を実施 町(保健福祉課)
- かごしま子育て支援パスポートで子育て家庭を応援 協賛店、町(町民生活課)
- 上記、取組に対応するため「子育て世代包括支援センター」を開設 町(保健福祉課)

3-1-2 子どもの心身の健やかな成長を目指した教育環境整備の取組

- 就学前の子どもをもつ保護者に子育て学習講座を実施 町(社会教育課)
- 未就学児の運動能力を向上(プレゴールデンエイジ事業) 町(社会教育課)、スポーツ指導者
- 基本的な生活習慣リズムを定着(ラジオ体操せとうち選手権) 町(社会教育課)
- 「新・放課後子ども総合プラン」により安全で安心な居場所を提供 町(社会教育課・町民生活課)
- スポーツをとおして健康な体と心を養う(スポーツ少年団) 町(社会教育課)
- 学校教育やしつけに関わる講和・人権教育(家庭教育研修) 町(社会教育課)

3-1-3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長のための取組

- 島外での治療を必要とする障害児に療育旅費を助成 町(保健福祉課)
- ひとり親家庭が安心して子育てを行うことができるよう支援 県、町(町民生活課)
- 特別支援学級に就学する児童生徒の就学費用に係る支援 町(教委総務課)
- 各関係機関と連携し児童虐待問題に迅速に対応 協議会、町(教委総務課、保健福祉課、町民生活課)

3-1-4 子育てを応援する環境づくりの取組

- 定住促進と切れ目ない子育て支援
(出産祝金・入学祝金「小学校・古仁屋高校」)【再掲】 町(町民生活課)
- 児童生徒の疾病の早期発見・治療を支援(児童生徒医療費助成) 町(教委総務課)
- 児童生徒に対する就学支援・通学支援 町(教委総務課)
- 児童生徒に対しての各種助成(検定試験・留学旅行等) 町(教委総務課)

- 子どもの交通事故防止を図るため交通安全教室の実施 町(総務課)
- 児童生徒の通学路等、交通安全対策のため防護柵を設置 町(総務課)
- 夜間の防犯対策と青少年の健全育成(防犯灯設置事業) 町(総務課・社会教育課)
- 結婚新生活支援により新婚世帯の経済的負担を軽減 町(企画課)

3-1-5 質の高い教育・保育、地域の子育て支援の取組

- 地域で抱える保育ニーズにきめ細かく対応(地域型保育) 保育施設、町(町民生活課)
- 急な用事に対応する子どもの一時預かり事業 NPO

3-2 「知・徳・体」の調和のとれた子どもの育成

3-2-1 未来に生きる確かな学力の取組

- 子ども会育成連絡協議会の活動をとおした家庭学習の充実 協議会、町(社会教育課)
- 小規模校の学習支援(高度へき地学校児童生徒修学旅行費) 町(教委総務課)
- ICTによる学びの質や深まりを向上(電子黒板・タブレット) 町(教委総務課)
- AIロボットプログラミング教室で簡単なICT技術を習得 町(教委総務課)
- ALTの活用による国際理解教育と英語教育の推進 町(教委総務課)
- 加計呂麻島における児童生徒のためスクールバスを運行 町(教委総務課)

3-2-2 生きる喜びを育む生涯学習の取組

- 自然体験、ボランティア活動、世代間交流活動の促進 集落等、町(社会教育課)
- 地域の人々や団体が学校支援のため様々な支援活動を実施 集落等、町(社会教育課)

3-2-3 郷土の心を伝える文化活動の取組

- 島口や八月踊りなど伝統文化を発表会等をとおして伝承 保存会、町(社会教育課)
- 埋蔵文化財を把握し内容・価値に応じて適切に保存・活用 町(社会教育課)
- 大島紬着付け体験をとおした伝統文化の継承 本場奄美大島紬協同組合

3-3 男女共同参画社会の実現 →「男女共同参画基本計画」に基づく

3-3-1 固定的な役割分担意識の解消の取組

- 職場や学校、地域において男女共同参画意識を浸透 地域

3-3-2 DV対策の取組 →「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づく

- 配偶者等からの暴力の防止及び被害者を支援 町(保健福祉課)
- 配偶者等からの暴力対策庁内連絡会議を実施し情報を共有 町(企画課)

3-3-3 女性活躍社会の実現に向けた取組 →「女性活躍推進計画」に基づく

- 管理職へ女性を登用し施策や方針の決定過程に参画を推進 町(総務課)

3-3-4 ワークライフバランスがとれる生活に向けた取組

- 長時間労働の改善や育児・介護・年休の取得を推進 町(総務課)

基本目標4. 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

具体的な施策	実施主体
4-1 共生・協働による持続可能なまちづくり	
4-1-1 様々なコミュニティと連携した取組	
○地域提案型事業を活用し住民参画と協働によるまちづくり	集落等
○コミュニティFM放送による防災行政情報等の発信	民間
○小さな拠点の形成を推進し利便性の高い地域づくりを構築	集落等
○災害時に備え自衛隊と総合防災訓練などをとおして連携	自衛隊、町(総務課)
○本町の発展に寄与する全国の各郷友会との相互の連携	各郷友会
○多世代交流を図り文化継承・発展に寄与(瀬戸内町文化祭)	町(社会教育課)、実行委員会
○様々なイベントをとおして地域を活性化(商工会まつり)	商工会
○若い力で地域に活力を与える青年団との連携	瀬戸内町連合青年団
○イベントやボランティアに協力くださる地女連との連携	地域女性連絡協議会
○ふるさと応援寄付金を活用して地域振興を実施	奄美せとうち地域公社
○コミュニティ助成事業による地域コミュニティ形成を支援	協議会等
4-1-2 世界自然遺産に関する取組	
○希少種や自然を保全する(サンゴ礁、ノネコ・外来種駆除)	国、県、町(水産振興課・町民生活課・社会教育課)
○こども世界自然遺産博士講座による環境保全の啓発	町(社会教育課)
○奄美ならではの自然や文化に触れあえる奄美トレイルの整備	町(社会教育課、商工観光課)
○環境や文化に配慮したサステナブルツーリズムの実現	町(社会教育課、商工観光課)
4-1-3 SDGs(持続可能な開発目標)に関する取組	
○世界の一員としての役割と責任(第5次長期振興計画の指針)	町(企画課)
○大学生等が持続可能な町づくりを提案(アクションアワード)	日本航空、町(企画課)
4-2 高齢者や障がい者の健康及び福祉の増進、必要な給付等サービスの提供 →「老人福祉計画及び介護保険計画、障害福祉計画、地域福祉計画、地域福祉活動計画」に基づく	
4-2-1 地域包括ケアシステム構築の取組	
○多機関が連携し我が事・丸ごとで取り組む共生社会の実現	地域
○加計呂麻島での相談支援体制の整備(島の保健室)	町(保健福祉課)
○高齢者の健康づくりに対して商品券等に交換できるポイントを付与	町(保健福祉課)
○医療福祉等の分野で助言や提案を行う地域政策顧問を設置	町(保健福祉課)
○高齢者に敬老の意を表し長寿を祝福するため敬老祝金を支給	町(保健福祉課)

○大学等との包括連携をととした地域保健医療への貢献 町(保健福祉課)、大学等

4-2-2 地域活動及び社会参加の促進の取組

○自立した生活ができるよう介護予防福祉用具と住宅改修を助成 町(保健福祉課)

○高齢者無料乗車乗船券交付により高齢者の移動機会を促進 町(保健福祉課)

○ひとり暮らしの高齢者など地域の見守りネットワークで支援 町(保健福祉課)

○高齢者の健康と生きがいづくりを支援(老人クラブ育成事業) 町(保健福祉課)

○シニア元気生き生き活動体制づくりで健康を支援 町(保健福祉課)

○高齢者の健康状態や相談事の支援を実施(高齢者地域自立生活支援事業) 介護事業所

○一人暮らしや家の中で過ごしがちな高齢者を支援(サロン) 住民主体

4-2-3 障がい者福祉等の取組

○重度心身障害者医療費の助成による早期治療を徹底 町(保健福祉課)

○居住の場の確保や日常生活の援護等を図り自立した生活を支援 町(保健福祉課)

○住み慣れた地域で生活を営めるよう在宅福祉を支援 町(保健福祉課)

4-3 Society5.0の実現に向けた技術の活用

4-3-1 未来技術の活用による地域の発展に向けた取組

○Society5.0実現のための整備 電気通信事業者、町(企画課)

○ドローン技術を活用した農業や物流等の分野への展開 民間、町(企画課)

○医療や教育の分野における遠隔地からの最先端技術の習得 民間、町(保健福祉課・教委総務課)

○世界自然遺産を契機とした外国人観光客に対する多言語対応 民間

4-4 公共施設等の効果的活用の促進

4-4-1 公共施設等の活用促進の取組

○空家等対策計画策定による危険空き家等除去の促進 所有者、町(企画課)

○空家等対策計画策定による地域内空き家の利活用の促進 集落等、町(企画課)

○公共施設等の再編と財政健全化を両立させた整備計画の実施 町(財産管理課)

4-4-2 陸上交通・海上交通の運行の取組

○加計呂麻島・請島・与路島と本島側を結ぶ海上交通の運行 町(商工観光課)

○本町内の集落をくまなく結ぶ生活路線としての路線バスの役割促進 民間、町(商工観光課)

4-4-3 民間資金の地域への還流の取組

○本町の地方創生に応援する企業と連携(企業版ふるさと納税) 民間

○公共施設等の建設から資金調達まで民間が提案(PPP/PFI) 民間

用語説明

1 SDGs (持続可能な開発目標)

2015年9月の国連サミットで全会一致で採択された。「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標である。

<p>1 貧困をなくそう 【貧困】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p> <p>2 飢餓をゼロに 【飢餓】 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p> <p>3 すべての人に健康と福祉を 【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p> <p>4 質の高い教育をみんなに 【教育】 すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。</p> <p>5 ジェンダー平等を達成しよう 【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワーメントを行う。</p> <p>6 安全な水とトイレを世界中に 【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p> <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p> <p>8 働きがいも経済成長も 【経済成長と雇用】 包括的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する。</p> <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう 【インフラ、産業化、イノベーション】 レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る。</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう 【不平等】 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p> <p>11 住み続けられるまちづくりを 【持続可能な都市】 包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する。</p> <p>12 つくる責任 つかう責任 【持続可能な生産と消費】 持続可能な生産消費形態を確保する。</p> <p>13 気候変動に具体的な対策を 【気候変動】 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p> <p>14 海の豊かさを守ろう 【海洋資源】 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。</p> <p>15 陸の豊かさも守ろう 【陸上資源】 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する。</p> <p>16 平和と公正をすべての人に 【平和】 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。</p> <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう 【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段の強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 Society5.0

新たな技術で少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題を克服する。



第2期「瀬戸内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」

令和2年3月

発行・編集 瀬戸内町 企画課
〒894-1592
鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津23番地
TEL：0997-72-1112
FAX：0997-72-1120